

# 奈良経済同友会規約

第1条 本会は奈良経済同友会と称する。

第2条 本会は経済人としての職能的立場から、日本経済の発展に寄与し、併せて会員相互の啓発親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は経済同友会の全国組織の一環として、次の事業を行う。

1. 経済問題に関する調査研究
2. 経済諸政策に関し関係当局に建議し、又はこれが諮問に応ずること
3. 研究会、懇談会、討議等の開催
4. その他、必要なる事業

第4条 本会は必要に応じて委員会を置くことが出来る。

第5条 本会の事務所は奈良市に置く。

第6条 本会は奈良県在住の、又は奈良県において活動を行う経済人にして、本会の目的達成に協力する熱意を有する者を以て組織する。新たに本会に入会せんとする者は、会員2名以上の推薦により、正副代表幹事会の承認を経て決定する。

第7条 会員は入会金および会費を納めなければならない。

- (1) 入会金・会費の額並びに徴収方法は、総会の議決によりこれを定める。

第8条 本会に次の役員を置く。

代表幹事	2名以内
副代表幹事	5名以内
特別幹事	代表幹事経験者
幹事	30名以上50名以内
監事	3名以内

第9条 役員は会員の中から幹事会の推薦に基づき会員総会において選任する。

代表幹事、副代表幹事、幹事、監事の任期は2年とする。但し重任を妨げない。尚代表幹事経験者は特別幹事となり任期は定めない。

第10条 顧問、相談役、特別会員及び参与は幹事会に於て決定委嘱する。

ただし、特別会員について人事異動等に伴う交代が生じた場合は、事務局において委嘱手続きを行い、次回の幹事会に報告するものとする。

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とする。通常総会は毎年1回代表幹事が招集する。臨時総会は会員の5分の1以上の請求があるとき、幹事会が

- 必要と認むるとき代表幹事が之を招集する。
- 第 12 条 次の事業は総会に於て決定する。
1. 規約の変更
  2. 収支予算及び決算
  3. その他、本会運営に関する基本的事業
- 第 13 条 代表幹事、副代表幹事、特別幹事、幹事及び監事は幹事会を構成し、重要会務を審議する。幹事の申合わせ又は代表幹事が必要と認むるとき、代表幹事之を招集する。
- 第 13 条の 2 代表幹事、副代表幹事、特別幹事は正副代表幹事会を構成し、幹事会、総会の付議事項を審議する。正副代表幹事会は、必要に応じて代表幹事之を招集する。
- 第 14 条 代表幹事は常時会務を執行する。
- 第 15 条 総会、幹事会、正副代表幹事会の議長は代表幹事之に当る。
- 第 16 条 月例会を原則として毎月 1 回開催する。
- 第 17 条 月例会においては次の事項を行う。
1. 会員の研究報告、意見の交換
  2. 本会意見の決定及び発表並びに実現方法の審議
  3. その他、本会運営に関する協議
- 第 18 条 議決は全て出席者の過半数による。可否同数の時は議長之を決する。
- 第 19 条 監事は随時会計を監査する。
- 第 20 条 本会に日常業務を処理する事務局を置く。
- 第 21 条 本会の経費は、入会金、会費及び寄付金その他の収入を以て支弁する。
- 第 22 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終る。

#### 附則

- 平成 5 年 4 月 19 日一部改正  
平成 30 年 5 月 9 日一部改正  
令和 4 年 5 月 18 日一部改正  
令和 8 年 5 月 11 日一部改正